

令和 6 年 1 月 23 日

丸 亀 市 議 会 議 員 様

丸 亀 市 長 松 永 恭 二

議 案 の 送 付 に つ い て

令和 6 年 1 月 30 日午前 10 時招集の丸亀市議会臨時会に提出する下記の議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第 1 号 専決処分の承認について（令和 5 年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算（第 3 号））
- 議案第 2 号 専決処分の承認について（動産の購入）
- 議案第 3 号 専決処分の承認について（和解）
- 議案第 4 号 令和 5 年度丸亀市一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第 5 号 丸亀市手数料条例の一部改正について

議案第 1 号

専決処分の承認について（令和 5 年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算（第 3 号））

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

令和 6 年 1 月 30 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

②

専 決 処 分 書

令和5年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月16日

丸亀市長 松 永 恭 二 閣

令和5年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和5年度丸亀市モーターボート競走事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度丸亀市モーターボート競走事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり改める。

支 出

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 競走事業費用	115,805,525 千円	5,000 千円	115,810,525 千円
第1項 営業外費用	3,024,001 千円	5,000 千円	3,029,001 千円

令和5年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位:千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 競走事業費用	115,805,525	5,000	115,810,525	
2 営業外費用	3,024,001	5,000	3,029,001	
3 寄付金	20,000	5,000	25,000	能登半島地震被災地支援金

令和5年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

(単位:千円)

支 出 款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節 分		説 明
						区	金 額	
1 競走事業費用			115,805,525	5,000	115,810,525			
	2 営業外費用		3,024,001	5,000	3,029,001			
		3 寄付金	20,000	5,000	25,000	1 寄付金	5,000	能登半島地震被災地支援金

令和5年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:千円)

1 営業収益			
(1) 開催収入	117,723,323		
(2) 受託事業収入	2,132,638		
(3) 雑入	20,939	119,876,900	
2 営業費用			
(1) 総係費	527,861		
(2) 施設管理費	210,382		
(3) 競走実施費	108,030,076		
(4) BTS丸亀	254,839		
(6) 広告宣伝費	943,851		
(7) 特別競走	0		
(8) 受託事業費	264,425		
(9) 減価償却費	825,669		
(10) 資産減耗費	90,297		
(11) その他営業費用	0	111,147,400	
営業利益			8,729,500
3 営業外収益			
(1) 受取利息	32,500		
(2) 使用料	4,854		
(3) 長期前受金戻入	8,658		
(4) 雑収益	16,674	62,686	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	0		
(2) 繰出金	3,000,000		
(3) 寄付金	25,000		
(4) 繰延勘定償却	0		
(5) 雑支出	1,512,828	4,537,828	△ 4,475,142
経常利益			4,254,358
当年度純利益			4,254,358
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			3,300,000
当年度未処分利益剰余金			7,554,358

令和5年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部

1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
	ア 土地		2,452,033	
	イ 建物	11,890,687		
	減価償却累計額	<u>△ 3,610,466</u>	8,280,221	
	ウ 構築物	8,319,924		
	減価償却累計額	<u>△ 2,521,373</u>	5,798,551	
	エ 機械及び装置	1,544,120		
	減価償却累計額	<u>△ 1,113,700</u>	430,420	
	オ 船舶	25,144		
	減価償却累計額	<u>△ 23,338</u>	1,806	
	カ 車両運搬具	53,558		
	減価償却累計額	<u>△ 38,168</u>	15,390	
	キ 工具器具及び備品	2,190,490		
	減価償却累計額	<u>△ 1,333,161</u>	857,329	
	ク リース資産			
	減価償却累計額	<u>0</u>	0	
	ケ 建設仮勘定		<u>276,786</u>	
	有形固定資産合計			18,112,536
(2)	無形固定資産			
	無形固定資産合計			0
(3)	投 資			
	ア 基金		3,328,980	
	イ その他の資産		<u>0</u>	
	投資合計			<u>3,328,980</u>
	固定資産合計			<u>21,441,516</u>
2	流動資産			
(1)	現金預金		43,332,389	
(2)	未 収 金			
	ア 営業未収金	289,120		
	イ 営業外未収金	2,188		
	ウ その他未収金	<u>0</u>	291,308	
(3)	有価証券		3,575,074	
(4)	短期貸付金		0	
(5)	前 払 金		0	
(6)	その他流動資産		<u>0</u>	
	流動資産合計			47,198,771
3	繰延勘定			
	繰延勘定合計			<u>0</u>
	資産合計			<u><u>68,640,287</u></u>

負債の部

4	固定負債			
	(1) 企業債			
	ア 建設改良等の財源に 充てる企業債	0		0
	(2) 引当金			
	ア 退職給付引当金	315,155		
	イ 修繕引当金	0	315,155	
	(3) リース債務		0	
	固定負債合計			315,155
5	流動負債			
	(1) 一時借入金		0	
	(2) 企業債			
	ア 建設改良等の財源に 充てる企業債	0		0
	(3) 引当金			
	ア 修繕引当金	0		
	イ 賞与引当金	32,450	32,450	
	(4) リース債務		0	
	(5) 未払金			
	ア 営業未払金	2,895,236		
	イ 営業外未払金	1,634		
	ウ その他未払金	214,400	3,111,270	
	(6) 未払費用		0	
	(7) 前受金		24,464	
	(8) 預り金		27,858	
	(9) その他流動負債		100	
	流動負債合計			3,196,142
6	繰延収益			
	(1) 長期前受金		400,736	
	(2) 収益化累計額		△ 229,489	
	繰延収益合計			171,247
	負債合計			<u>3,682,544</u>

資本の部

7	資本金			
	(1) 自己資本金			
	ア 固有資本金	17,339,453		
	イ 繰入資本金	0		
	ウ 組入資本金	8,380,964	25,720,417	
	資本金合計			25,720,417
8	剰余金			
	(1) 資本剰余金			
	ア 受贈財産評価額	0		
	イ その他資本剰余金	20,922		
	資本剰余金合計		20,922	
	(2) 利益剰余金			
	ア 減債積立金	0		
	イ 利益積立金	3,070,199		
	ウ 建設改良積立金	28,591,847		
	エ 当年度未処分利益剰余金	7,554,358	39,216,404	
	利益剰余金合計			39,216,404
	剰余金合計			<u>39,237,326</u>
	資本合計			<u>64,957,743</u>
	負債資本合計			<u>68,640,287</u>

令和5年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

科 目	(単位：千円)
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	4,254,358
減価償却費	825,669
除却費	5,297
貸倒引当金増減額 (△は減少)	0
賞与引当金増減額 (△は減少)	△ 600
退職給付引当金増減額 (△は減少)	△ 13,212
修繕引当金増減額 (△は減少)	0
長期前受金戻入益	△ 8,658
受取利息及び配当金	△ 32,500
支払利息及び企業債取扱諸費	0
有価証券売却損益 (△は益)	0
固定資産売却損益 (△は益)	0
未収金の増減額 (△は増加)	10,608
未払金の増減額 (△は減少)	△ 195,432
預り金の増減額 (△は減少)	0
その他流動資産の増減額 (△は増加)	0
その他流動負債の増減額 (△は減少)	0
小計	4,845,530
受取利息及び配当金	32,500
支払利息及び企業債取扱諸費	0
業務活動によるキャッシュ・フロー①	4,878,030
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の売却による収入	0
有形固定資産の取得による支出	△ 3,467,081
有価証券の売却による収入	0
有価証券の取得による支出	0
基金による収入	0
基金への積立	△ 1,500
その他の投資による支出	0
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 3,468,581
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期前受金の受入による収入	0
長期前受金の返還による支出	0
短期貸付による収入	6,000,000
短期貸付による支出	△ 6,000,000
剰余金の減少	0
企業債の受入による収入	0
企業債の返還による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー③	0
資金の増加額④=①+②+③	1,409,449
資金の期首残高	41,922,940
資金の期末残高	43,332,389

議案第 2 号

専決処分の承認について（動産の購入）

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 1 月 30 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

写

専 決 処 分 書

動産の購入について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月4日

丸亀市長 松 永 恭 二 印

動産の購入について

本市は、次のとおり動産を購入するものとする。

- 1 契約の目的 ガソリンのギフト券購入
- 2 数 量 258,930 枚
- 3 契 約 金 額 金 284,823,000 円
- 4 購 入 先 東京都千代田区永田町2丁目17番14号
 全国石油業共済協同組合連合会
 会長 森 洋
- 5 契約の方法 随意契約

参 照 動産売買仮契約書（写） 別紙のとおり

動産売買仮契約書（写）

丸亀市（以下「甲」という）と、全国石油業共済協同組合連合会（以下「乙」という）は、次のとおり、ガソリンのギフト券（以下「本商品券」という）の売買契約を締結する。

第1条（取引条件等）

乙は、甲に対し、次のとおり、本商品券を売り渡し、甲はこれを買受ける。

数量： 258,930枚
単価： 1,100円
代金：284,823,000円（非課税）
納品期限：令和6年2月20日
代金支払方法：乙が指定する銀行口座に振込む方法
本契約成立の日：本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

第2条（納品）

乙は、前条の納品期限までに、本商品券を甲の指定する場所に納品する。

第3条（検品）

1. 甲は、納品後、直ちに本商品券の数量、外形を検品する。数量、外形以外の瑕疵については、売買契約の数量によって、甲、乙協議して定める。
2. 甲は、検品により、数量、外形の瑕疵を発見したときは、直ちにその旨乙に通知する。
3. 乙は、前項の通知を受けたときは、速やかに現品を確認したうえ、瑕疵のない本商品券を捕填する。
4. 数量、外形以外の瑕疵が発見された場合は、甲乙協議して、追完方法を定める。

第4条（売買代金の支払時期）

1. 甲は、乙から支払請求書を受領したときは、これに記載された支払期日までに、乙に対して、売買代金を支払う。
2. 甲が前項の支払期日までに売買代金を支払わないときは、甲は、乙に対して、残代金につき、年5パーセントの割合による遅延利息を支払う。

第5条（返品）

1. 甲は、次のいずれかに該当する場合を除き、本商品券を返品することができない。
 - (1) 第3条2項に定める場合
 - (2) 甲に帰する事由により返品する場合。但し、この場合の返品量は、第1条の数量の6パーセント以下とする。
2. 乙は、前項(2)により返品を受けたときは、返品受領後10日以内に、甲に対し、返品数量相当額の代金を、甲の指定する方法により支払う。

第6条（費用の負担）

1. 本商品券の納品に要する費用は、乙の負担とする。
2. 第3条以外の事由、又は甲の責めによる返品に係る費用は、甲の負担とする。

第7条（契約の解除）

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第1条に定めた納品期限までに商品を納品しないとき。
 - (2) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて本商品券の引渡しを催告したにもかかわらず、これ

を怠ったとき。

2. 甲が、この契約を、前項またはその余の乙の債務不履行により解除したときは、乙は、甲に対して、売買代金の額の5パーセントに相当する額を、違約金として支払う。ただし、天災地変等乙の責めに帰することができない理由によるときはこの限りでない。
3. 甲または乙が本契約を解除した場合、甲は、本商品券を返品し、乙は、受領した代金を返済して、相互に精算する。

第8条（協議等）

甲乙協議のうえ、本契約に定めない事項を定め、または契約条項を修正する場合は、覚書等の文書をもって行う。

第9条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

以上、本契約の証として本書を2通作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年1月4日

甲：

香川県丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市

代表者 市長 松永 恭二 ㊟

乙：

東京都千代田区永田町2-17-14 石油会館

全国石油業共済協同組合連合会

会長 森 洋 ㊟

議案第3号

専決処分の承認について（和解）

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年1月30日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

専 決 処 分 書

和解について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 12 月 22 日

丸亀市長 松 永 恭 二 印

和解について

本市は、次のとおり和解するものとする。

事故発生年月日	事故発生場所	相手方住所・氏名	事故原因	損害内容	責任額	備 考
令和 5 年 7 月 5 日	丸亀市柞原町	丸亀市柞原町	事故発生場所の市道を直進していた移動図書館車運行業務委託先の従業員が運転する移動図書館車の右後方部と自宅から出てきた相手方車両の前方部が接触した交通事故について、車両の所有者として和解するもの。	対物損害	相手方 44,550 円 当方 25,200 円	1. 過失割合 委託先 (当方):相手方 =10:90 2. 保険の種類 移動図書館車委託先が加入する損害賠償保険

議案第 4 号

令和 5 年度丸亀市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 5 年度丸亀市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 371,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 61,805,534 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 1 月 30 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
	19 繰入金		8,544,997	371,000	8,915,997
		2 基金繰入金	8,523,327	371,000	8,894,327
歳入	合 計		61,434,534	371,000	61,805,534

(単位：千円)

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
	3 民生費		22,616,939	371,000	22,987,939
		1 社会福祉費	10,179,487	371,000	10,550,487
歳出	合計		61,434,534	371,000	61,805,534

第 2 表

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	生活支援緊急給付金事業費 (こども加算分・均等割のみ世帯分)	371,000

1. 総括

(歳入)		歳入歳出補正予算事項別明細書			(単位：千円)
款	補正前の額	補正額	補正後の額	計	
19 繰入金	8,544,997	371,000		8,915,997	
歳入合計	61,434,534	371,000		61,805,534	

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	22,616,939	371,000	22,987,939
歳出合計	61,434,534	371,000	61,805,534

(単位：千円)

補正額の財源	内訳	
	特定財源	一般財源
特	地方債	その他
国県支金		
0	0	371,000
0	0	0
0	0	0

(単位：千円)

2. 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰入金	8,544,997	371,000	8,915,997
2 基金繰入金	8,523,327	371,000	8,894,327
2 財政調整基金繰入金	3,577,027	371,000	3,948,027
歳 入 合 計	61,434,534	371,000	61,805,534

区 分	節		説 明
	金 額		
1 財政調整基金繰入金	371,000		財政調整基金繰入金
			371,000

(単位：千円)

節	区 分	金 額	説 明
11	役員費	3,500	通信運搬費 手数料
12	委託料	30,500	システム改修業務委託料 申請受付等業務委託料
18	負担金、補助及び 交付金	337,000	生活支援緊急給付金(均等割のみ 世帯分) 生活支援緊急給付金(均等割のみ 世帯分) 生活支援緊急給付金(均等割のみ 世帯分) 生活支援緊急給付金(均等割のみ 世帯分) 生活支援緊急給付金(均等割のみ 世帯分)
			生活支援緊急給付金事業費(均等割のみ世帯分) 371,000

3. 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	22,616,939	371,000	22,987,939		371,000
1 社会福祉費	10,179,487	371,000	10,550,487	0	371,000
1 社会福祉総務 費	3,133,178	371,000	3,504,178	0	371,000
歳 出 合 計	61,434,534	371,000	61,805,534	0	371,000

議案第5号

丸亀市手数料条例の一部改正について
丸亀市手数料条例の一部を次のとおり改正したい。
令和6年1月30日提出

丸亀市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 丸亀市手数料条例(平成17年条例第81号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正後		改正前	
別表(第2条関係)	手数料を徴収する事務	金額	金額
別表(第2条関係)	手数料を徴収する事務	金額	金額
1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1 通につき 450円。ただし、多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末装置で、行政手続における特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード)利用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報シ	1 通につき 450円。ただし、多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末装置で、行政手続における特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード)利用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報シ	1 通につき 450円。ただし、多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末装置で、行政手続における特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード)利用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報シ

改正後	改正前
<p>システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用することにより証明書等の交付が受けられるもの(いう。))により戸籍証明書を交付する場合にあっては、350円</p>	<p>システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用することにより証明書等の交付が受けられるもの(いう。))により磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面を交付する場合には、350円</p>
<p>2 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>2 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>2の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるもの)に限る。以下この項及び4の2の項において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円</p>

改正後	改正前
<p>に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に 限る。)における当該発行及び戸 籍電子証明書提供用識別符号の発 行に係る戸籍電子証明書の請求を 行う者が同時に当該戸籍電子証明 書が証明する事項と同一の事項を 証明する戸籍の謄本若しくは抄本 又は戸籍証明書の請求を行う場合 における当該発行を除く。)</p>	
<p>3 戸籍法第12条の2において 準用する同法第10条第1項若し くは第10条の2第1項から第5 項までの規定若しくは同法第126 条の規定に基づく除かれた戸籍の 謄本若しくは抄本の交付又は同法 第120条第1項、第120条の2 第1項若しくは第126条の規定 に基づく除籍証明書の交付</p>	<p>3 戸籍法第12条の2において 準用する同法第10条第1項若し くは第10条の2第1項から第5 項までの規定若しくは同法第126 条の規定に基づく除かれた戸籍の 謄本若しくは抄本の交付又は同法 第120条第1項若しくは第126 条の規定に基づく磁気ディスクを もって調製された除かれた戸籍に 記録されている事項の全部若しく は一部を証明した書面の交付</p>
<p>4 戸籍法第12条の2において 準用する同法第10条第1項若し くは第10条の2第1項から第5 項までの規定又は同法第126条の 規定に基づく除かれた戸籍に記載 した事項に関する証明書の交付</p>	<p>4 戸籍法第12条の2において 準用する同法第10条第1項若し くは第10条の2第1項から第5 項までの規定又は同法第126条の 規定に基づく除かれた戸籍に記載 した事項に関する証明書の交付</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>4の2 戸籍法第120条の3第2 項の規定に基づく除籍電子証明書</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1 件につき 700円</p>

改正後	改正前
<p>提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p> <p>5 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に届書その他の書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>5 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に届書その他の書類に記載した事項の証明書の交付</p> <p>1 通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合) 1,400円</p>

改正後		改正前	
6 戸籍法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他の書類を閲覧に供する事務又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	1 件につき 350 円	6 戸籍法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他の書類を閲覧に供する事務	書類 1 件につき 350 円
略		略	

第 2 条 丸亀市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第 2 条関係)	手数料を徴収する事務	別表(第 2 条関係)	手数料を徴収する事務
略	金額	略	金額
42 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(1)～(4) 略 (5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定	42 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(1)～(4) 略 (5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定

改正前	改正後
<p>屋外タンク貯蔵所 1 件につき 1,180,000 円</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき 1,410,000 円</p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき 1,590,000 円</p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき 1,950,000 円</p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき 2,270,000 円</p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000</p>	<p>屋外タンク貯蔵所 1 件につき 1,450,000 円</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき 1,720,000 円</p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき 1,920,000 円</p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき 2,360,000 円</p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき 2,740,000 円</p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000</p>

改正後	改正前
<p>キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき</p> <p>5,640,000 円</p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき</p> <p>7,240,000 円</p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき</p> <p>8,790,000 円</p> <p>(6)～(12) 略</p> <p>略</p>	<p>キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき</p> <p>4,550,000 円</p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき</p> <p>5,820,000 円</p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき</p> <p>7,070,000 円</p> <p>(6)～(12) 略</p> <p>略</p>

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 6 年 3 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

議案第 1 号

専決処分の承認につきましては、令和 6 年能登半島地震に際し、速やかに日本財団を通じて被災地支援金 1,000 万円を寄付するため、不足分 500 万円を追加する補正予算を専決処分しましたので、これを報告し、御承認を求めるものであります。

議案第 2 号

専決処分の承認につきましては、燃料高騰の影響を受ける生活者の負担を軽減するための支援を速やかに行うため、ガソリンのギフト券の購入について、全国石油業共済協同組合連合会と動産売買仮契約を締結し、専決処分しましたので、これを報告し、御承認を求めます。

議案第 3 号

専決処分の承認につきましては、移動図書館車運行業務の委託先の従業員が運転する移動図書館車と相手方車両が接触した交通事故について、車両の所有者として和解することについて専決処分いたしましたので、これを報告し、御承認を求めます。

議案第 4 号

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 3 億 7,100 万円を追加し、予算の総額を 618 億 553 万 4,000 円とするものであります。

その内容といたしまして、低所得者支援として、住民税均等割のみ課税の世帯へ 1 世帯当たり 7 万円を支給するほか、住民税非課税及び均等割のみ課税の世帯内で扶養されている 18 歳以下の子どもを対象に、一人当たり 5 万円のこども加算を支給するため、生活支援緊急給付金事業費（こども加算分・均等割のみ世帯分）に 3 億 7,100 万円を計上するとともに、これらの財源として、財政調整基金繰入金を措置いたします。

予算第 2 条の繰越明許費の補正につきましては、本事業について、年度内にその支出が終わらない見込みでありますことから、次年度に繰り越して使用する経費の限度額を定めるものであります。

議案第 5 号

丸亀市手数料条例の一部改正につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、戸籍法の改正により新たに追加された戸籍謄本の広域交付事務等に係る手数料を定めるとともに、消防法に基づく貯蔵所の設置許可申請に係る手数料について見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。